

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

改正後	改正前
<p>B 基本ガイドライン</p> <p>5-17-2 開示府令第 19 条第 2 項第 12 号の 4 及び第 20 号に規定する「財務上の特約が付された金銭消費貸借契約」には、特定融資枠契約に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特定融資枠契約は含まれないことに留意する。</p> <p>5-17-3 特定の資産の全部又は一部及び当該資産から生じる収益のみを返済原資とし、当該資産以外の資産及び当該収益以外の収益に遡及しない旨の合意がある金銭消費貸借契約については、当該金銭消費貸借契約の元本額が開示府令第 19 条第 2 項第 12 号の 4 及び第 20 号に規定する基準を上回るものであっても、当該資産又は収益の評価額等に照らして想定される損失の額が当該基準を下回ることが明らかである場合には、前各号の臨時報告書の提出は要しないものとする。</p> <p>なお、第二号様式記載上の注意(33) h の記載についても同様とする。</p> <p>5-17-4 開示府令第 19 条第 2 項第 12 号の 4 イ(4)及びロ(3)並びに第 20 号イ(5)及びロ(4)に規定する「財務上の特約の内容」並びに第二号様式記載上の注意(33) h (a) v 及び(b) iv に規定する「これらの特約の内容」を記載するに当たっては、投資者の投資判断に対する重要性に応じ、投資者の理解を損なわない程度に要約して記載することも可能であることに留意する。</p> <p>5-17-5 金銭消費貸借契約の内容又は社債の条件において、特定の財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができなかった場合に直ちに期限の利益を喪失しないような措置（例えば、相手方との間で期限の利益を喪失させるか否かについての協議を行うこと）が予定されている場合には、当該措置が採られないことが決定されたことをもって開示府令第 19 条第 2 項第 12 号の 5 及び第 21 号に規定する「財務上の特約に定める事由の発生」に該当することとし、財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができなかった時点では、臨時報告書の提出は不要であることに留意する。</p> <p>ただし、このような場合であっても、当該金銭消費貸借契約又は社債について財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができなかった場合には、その後提出される有価証券報告書において、その旨及び期限の利益を喪失させない措置が採られたことを記載することが考えられる。</p> <p>5-17-6 開示府令第 19 条第 2 項第 12 号の 2 及び第 12 号の 3 並びに第二号様式記載上の注意(33) f 及び g に規定する「重要性の乏しいもの」とは、当該契約における合意が、提出会社等のガバナンス若しくは支配権又は市場等に与える影響の程度や当該契約が通常の事業過程において締結されたものであるか否か等を考慮して判断することとし、例えば、次のような場合をいう。</p> <p>① 提出会社の株主と当該会社との間の合意について、当該合意の相手方以外の株主が少数特定であり、かつ、その全ての株主が当該合意の内容を把握しているなどの少数株主を保護する必要性が乏しい場合</p> <p>② 提出会社の株主と当該会社との間の合意について、当該合意の相手方が株主としての立場に基づかない場合</p> <p>③ 提出会社の株主と当該会社との間の合意が、当該会社のガバナンスとは無関係なものである場合（例</p>	<p>B 基本ガイドライン</p> <p>5-17-2 開示府令第 19 条第 2 項第 12 号の 2 及び第 20 号に規定する「財務上の特約が付された金銭消費貸借契約」には、特定融資枠契約に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特定融資枠契約は含まれないことに留意する。</p> <p>5-17-3 特定の資産の全部又は一部及び当該資産から生じる収益のみを返済原資とし、当該資産以外の資産及び当該収益以外の収益に遡及しない旨の合意がある金銭消費貸借契約については、当該金銭消費貸借契約の元本額が開示府令第 19 条第 2 項第 12 号の 2 及び第 20 号に規定する基準を上回るものであっても、当該資産又は収益の評価額等に照らして想定される損失の額が当該基準を下回ることが明らかである場合には、前各号の臨時報告書の提出は要しないものとする。</p> <p>なお、第二号様式記載上の注意(33) h の記載についても同様とする。</p> <p>5-17-4 開示府令第 19 条第 2 項第 12 号の 2 イ(4)及びロ(3)並びに第 20 号イ(5)及びロ(4)に規定する「財務上の特約の内容」並びに第二号様式記載上の注意(33) h (a) v 及び(b) iv に規定する「これらの特約の内容」を記載するに当たっては、投資者の投資判断に対する重要性に応じ、投資者の理解を損なわない程度に要約して記載することも可能であることに留意する。</p> <p>5-17-5 金銭消費貸借契約の内容又は社債の条件において、特定の財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができなかった場合に直ちに期限の利益を喪失しないような措置（例えば、相手方との間で期限の利益を喪失させるか否かについての協議を行うこと）が予定されている場合には、当該措置が採られないことが決定されたことをもって開示府令第 19 条第 2 項第 12 号の 3 及び第 21 号に規定する「財務上の特約に定める事由の発生」に該当することとし、財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができなかった時点では、臨時報告書の提出は不要であることに留意する。</p> <p>ただし、このような場合であっても、当該金銭消費貸借契約又は社債について財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができなかった場合には、その後提出される有価証券報告書において、その旨及び期限の利益を喪失させない措置が採られたことを記載することが考えられる。</p> <p>5-17-6 開示府令第 2 号様式記載上の注意(33) g に規定する「重要性の乏しいもの」とは、例えば、同様式記載上の注意(33) g (a) から (d) までに掲げる合意が、法第 166 条第 1 項に規定する業務等に関する重要事実又は第 167 条第 1 項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実（以下「未公表の重要事実」という。）に関連して締結されたものであって、これらの合意が、未公表の重要事実に関する交渉又は検討に係る期間を踏まえて一定の期間に限り有効なものである場合をいう。</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p>

例えば、提出会社の株主と当該会社との間でライセンス契約が締結された場合に、当該契約中に、当該会社の一定の行為について当該株主の合意を必要とする条項が含まれている場合等)

④ 開示府令第19条第2項第12号の3に規定する合意又は第二様式記載上の注意(33)g(a)から(d)までに掲げる合意が、法第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実又は第167条第1項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実(以下「未公表の重要事実」という。)に関連して締結されたものであって、これらの合意が、未公表の重要事実に関する交渉又は検討に係る期間を踏まえて一定の期間に限り有効なものである場合

5-21 有価証券届出書に記載された財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表及び中間連結財務諸表並びに財務書類の金額単位を変更したときは、当該事業年度の有価証券届出書の「経理の状況」の冒頭にその内容を記載するものとする。

(金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成している場合等の記載)

5-21-2 提出会社が、法第24条第1項第1号に掲げる有価証券(法第5条第1項に規定する特定有価証券を除く。5-21-3及び5-21-6において同じ。)を発行する者である場合であって、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しているときは、開示府令第2号様式記載上の注意(61)の規定による連結貸借対照表、同様式記載上の注意(62)の規定による連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書並びに同様式記載上の注意(64)の規定による連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間連結会計期間に係るこれらの書類のほか、直近の四半期連結累計期間(連結会計年度の開始の日から四半期連結会計期間(連結会計年度が3月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を3月ごとに区分した期間(当該各期間のうち最後の期間を除く。))をいう。5-21-6において同じ。)の末日までの期間をいう。5-21-3及び5-21-6において同じ。)に係るこれらの書類(連結財務諸表又は中間連結財務諸表を作成していない場合にあつては、直近の四半期累計期間(事業年度年度の開始の日から四半期会計期間(事業年度が3月を超える場合に、当該事業年度の期間を3月ごとに区分した期間(当該各期間のうち最後の期間を除く。))をいう。)に係るこれらの書類)を併せて掲げることができる。この場合には、当該四半期に係る財務情報に対するレビューの有無を記載し、当該四半期に係る財務情報に対するレビューが行われている場合にはそのレビュー報告書を併せて掲げることに留意する。

5-21-3 提出会社が、法第24条第1項第1号に掲げる有価証券を発行する者である場合であつて金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しようとしているとき又は非上場会社である場合であつて直近の四半期連結累計期間に係る経営成績の概要を作成しているときは、開示府令第2号様式記載上の注意(66)bの規定による記載に当たっては、直近の四半期連結累計期間に係る経営成績の概要(四半期連結累計期間に係る経営成績の概要を作成していない場合にあつては、四半期累計期間に係る経営成績の概要)を併記することができる。

5-21-4 5-21-2の規定及び5-21-3の規定は、第二号の四様式及び第七号様式により作成される有価証券届出書に関する取扱いについて準用する。

(半期情報において遡及適用等を行った場合の注記)

5-21-5 開示府令第2号様式記載上の注意(66)cの規定による最近連結会計年度における中間連結会計期間及び最近連結会計年度に係る同様式記載上の注意(66)c(a)から(g)までに掲げる項目又は同様式記載上の注意(74)dの規定による最近事業年度における中間会計期間及び最近事業年度に係る同様式記載上の注意(74)d(a)から(g)までに掲げる項目の金額の記載において、最近連結会計年度における中間連結会計期間又は最近事業年度における中間会計期間以後の期間において連結財務諸表規則第2条第43号若しくは財務諸表等規

[加える。]

5-21 有価証券届出書に記載された財務諸表、連結財務諸表、四半期連結財務諸表、四半期財務諸表、中間財務諸表及び中間連結財務諸表並びに財務書類の金額単位を変更したときは、当該事業年度の有価証券届出書の「経理の状況」の冒頭にその内容を記載するものとする。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

(四半期情報において遡及適用等を行った場合の注記)

5-21-2 開示府令第2号様式記載上の注意(66)c及びdの規定による最近連結会計年度における各四半期連結累計期間及び最近連結会計年度に係る同様式記載上の注意(66)c(a)から(g)までに掲げる項目及びdに規定するc(d)に掲げる項目の金額又は同様式記載上の注意(74)d及びeの規定による最近事業年度における各四半期累計期間及び最近事業年度に係る同様式記載上の注意(74)d(a)から(g)までに掲げる項目及びeに規定するd(d)に掲げる項目の金額の記載において、最近連結会計年度の最初の四半期連結累計期間の次の四半期

則第8条第51項に規定する遡及適用、連結財務諸表規則第2条第45号若しくは財務諸表等規則第8条第53項に規定する修正再表示又は連結財務諸表規則第2条第23号若しくは財務諸表等規則第8条第27項に規定する企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、その旨を注記しなければならない。

(連結会計年度における四半期情報等の記載)

5-21-6 開示府令第二号様式記載上の注意(66)cの規定による最近連結会計年度における中間連結会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額又は同様式記載上の注意(74)dの規定による最近事業年度における中間会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額の記載において、これらの記載に併せて、次に掲げる項目の金額を記載することができる。この場合には、これらの項目の金額について、第1四半期連結累計期間(連結会計年度の開始の日から当該連結会計年度の最初の四半期連結会計期間(以下「第1四半期連結会計期間」という。))の末日までの期間をいう。以下5-21-6において同じ。)、中間連結会計期間、第3四半期連結累計期間(連結会計年度の開始の日から第2四半期連結会計期間(第1四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間をいう。))の翌四半期連結会計期間(以下「第3四半期連結会計期間」という。))の末日までの期間をいう。以下5-21-6において同じ。)、最近連結会計年度又は第1四半期累計期間(事業年度の開始の日から最初の四半期会計期間(事業年度が3月を超える場合に、当該事業年度の期間を3月ごとに区分した期間(当該各期間のうち最後の期間を除く。))をいう。以下5-21-6において同じ。))の末日までの期間をいう。以下5-21-6において同じ。)、中間会計期間、第3四半期累計期間(事業年度の開始の日から第2四半期会計期間(事業年度の開始の日から当該事業年度の最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。))の翌四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下5-21-6において同じ。)、最近事業年度の順に記載し、提出会社が、法第24条第1項第1号に掲げる有価証券を発行する者である場合であって、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しているときは、当該四半期に係る財務情報に対するレビューの有無を記載すること。

- ① 最近連結会計年度における第1四半期連結累計期間及び第3四半期連結累計期間に係る開示府令第二号様式記載上の注意(66)c(a)から(d)までに掲げる項目の金額
- ② 最近事業年度における第1四半期累計期間及び第3四半期累計期間に係る開示府令第二号様式記載上の注意(74)d(a)から(d)までに掲げる項目の金額

5-21-7 5-21-6に掲げる項目の金額を記載する場合には、これらの記載に併せて、次に掲げる項目の金額を記載することができる。

- ① 最近連結会計年度における各四半期連結会計期間(当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。))に係る開示府令第二号様式記載上の注意(66)c(d)に掲げる項目の金額(各四半期連結累計期間に係る同様式記載上の注意(66)c(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの)
- ② 最近事業年度における各四半期会計期間(当該事業年度の最後の四半期会計期間を含む。))に係る開示府令第二号様式記載上の注意(74)d(d)に掲げる項目の金額(各四半期会計期間に係る同様式記載上の注意(74)d(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの)

5-21-8 5-21-2に定める四半期に係る財務情報、5-21-3に定める直近の四半期連結累計期間に係る経営成績の概要又は5-21-6若しくは5-21-7に定める連結会計年度における四半期情報等(以下「四半期財務情報等」という。))は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める方法によることができる。

連結累計期間以後の四半期連結累計期間又は最近事業年度の最初の四半期累計期間の次の四半期累計期間以後の四半期累計期間において四半期連結財務諸表規則第2条第44号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第39号に規定する遡及適用、四半期連結財務諸表規則第2条第45号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第40号に規定する修正再表示又は四半期連結財務諸表規則第2条第23号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第18号に規定する企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、その旨を注記しなければならない。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

- ① 開示府令第2号の様式又は第7号の様式により作成される有価証券届出書に四半期財務情報等を記載する場合 これらの様式中「第三部 追完情報」に記載する方法
- ② 開示府令第2号の様式若しくは第7号の様式により作成される有価証券届出書、発行登録書又は発行登録追補書類に四半期財務情報等を記載する場合 当該四半期財務情報等を添付書類として提出する方法

(追完情報又は参照情報の「事業等のリスク」の記載)

5-25-2 開示府令第2号の様式記載上の注意(2)c 又は開示府令第2号の様式記載上の注意(2)c に規定する「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合におけるその旨及びその内容の記載に当たっては、有価証券報告書(半期報告書を含む。)に記載された事項についても再掲することができる。ただし、その場合は注記においてその旨の記載を要する。

(経営成績の概要等の記載)

5-43 開示府令第2号の様式記載上の注意(6)b(a)若しくは(b)又は(2)b(a)若しくは(b)に規定する「経営成績の概要」が有価証券届出書提出時点において記載できない場合は、遅くとも発行価格等に係る仮条件を投資者に提示すると同時に訂正する必要があることに留意し、その場合、あらかじめその旨を当初提出する有価証券届出書に注記するものとする。

7-3 開示府令第11条第1号に規定する「記載すべき重要な事実で、これらの書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと」とは、例えば次のような場合に該当することをいう。

①・② 略

[削る。]

[削る。]

③～⑦ 略

[削る。]

[削る。]

⑧～⑪ 略

⑫ 会社法第155条に掲げる自己株式の取得を行った場合

ただし、⑫の場合においては、当該有価証券届出書又はその添付書類が、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の募集又は売出しに関するものである場合に限り、訂正届出書の提出を要するものとする。

⑬ 略

7-4 開示府令第10条第1項第3号ホ(1)、第14条の4第1項第1号ハ(1)、第14条の12第1項第1号ハ(1)又は第14条の13第1項第1号ヘ(1)若しくは第3号イ(1)に規定する「記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと」とは、例えば7-3の①から⑩まで及び⑫に掲げるような場合に該当することをいう。

(追完情報又は参照情報の「事業等のリスク」の記載)

5-25-2 開示府令第2号の様式記載上の注意(2)c 又は開示府令第2号の様式記載上の注意(2)c に規定する「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合におけるその旨及びその内容の記載に当たっては、有価証券報告書(四半期報告書及び半期報告書を含む。)に記載された事項についても再掲することができる。ただし、その場合は注記においてその旨の記載を要する。

(経営成績の概要等の記載)

5-43 開示府令第2号の様式記載上の注意(6)b(a)から(d)まで又は(2)b(a)から(d)までに規定する「経営成績の概要」が有価証券届出書提出時点において記載できない場合は、遅くとも発行価格等に係る仮条件を投資者に提示すると同時に訂正する必要があることに留意し、その場合、あらかじめその旨を当初提出する有価証券届出書に注記するものとする。

7-3 [同左]

①・② 同左

③ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間(開示府令第1条第22号の2に規定する四半期連結会計期間をいう。以下同じ。)に係る四半期連結財務諸表が作成され、当該四半期連結財務諸表(その概要を含む。)が公表された場合

④ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合

⑤～⑨ [同左]

⑩ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間(開示府令第1条第22号の4に規定する四半期会計期間をいう。以下同じ。)に係る四半期財務諸表が作成され、当該四半期財務諸表(その概要を含む。)が公表された場合

⑪ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間に係る四半期財務諸表が作成され監査証明を受けた場合

⑫～⑮ [同左]

⑯ 会社法第155条に掲げる自己株式の取得を行った場合

ただし、⑯の場合においては、当該有価証券届出書又はその添付書類が、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の募集又は売出しに関するものである場合に限り、訂正届出書の提出を要するものとする。

⑰ [同左]

7-4 開示府令第10条第1項第3号ホ(1)、第14条の4第1項第1号ハ(1)、第14条の12第1項第1号ハ(1)又は第14条の13第1項第1号ヘ(1)若しくは第3号イ(1)に規定する「記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと」とは、例えば7-3の①から⑭まで及び⑯に掲げるような場合に該当することをいう。

なお、7-3の①、③、⑤、⑥及び⑧に掲げる場合であって、法に基づく連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表又は中間財務諸表（7-13、8-4及び10-1において「連結財務諸表等」という。）を作成しておらず、これらを記載できる状態になっていないときには、当該公表された連結財務諸表、中間連結財務諸表等又は会社法第435条第2項に規定する貸借対照表及び損益計算書を添付書類として提出できるものとする。

また、5-21-5の規定により四半期財務情報等が添付書類として提出された場合には、当該添付書類を、「記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと」による当該重要な事実の内容を記載した書類として取り扱うことに留意する。

7-7 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条第1項後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。

ただし、法第4条第4項に規定する有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対し行われる場合でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。

①～③ 略

【削る。】

【削る。】

④ 最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され、当該中間連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフERINGに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該連結会計年度の中間連結財務諸表が記載された半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑤ 最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフERINGに関してなされた場合であって、当該連結会計年度の中間連結財務諸表が記載された半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑥～⑧ 略

【削る。】

【削る。】

なお、7-3の①、③、⑤、⑦、⑧、⑩及び⑫に掲げる場合であって、法に基づく連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表又は中間財務諸表（7-13、8-4及び10-1において「連結財務諸表等」という。）を作成しておらず、これらを記載できる状態になっていないときには、当該公表された連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表等又は会社法第435条第2項に規定する貸借対照表及び損益計算書を添付書類として提出できるものとする。

7-7 【同左】

①～③ 同左

④ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され、当該四半期連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフERINGに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑤ 最近連結会計年度の次の連結会計年度における四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフERINGに関してなされた場合であって、当該四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑥ 最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され、当該中間連結財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフERINGに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該連結会計年度の中間連結財務諸表が記載された半期報告書又は四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑦ 最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフERINGに関してなされた場合であって、当該連結会計年度の中間連結財務諸表が記載された半期報告書又は四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑧～⑩ 【同左】

⑪ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間に係る四半期財務諸表が作成され、当該四半期財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフERINGに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該四半期会計期間の四半期財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑫ 最近事業年度の次の事業年度における四半期会計期間に係る四半期財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフERINGに関してなされた場合であって、当該四半期会計期間の四

⑨ 最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され、当該中間財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該事業年度の中間財務諸表が記載された半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑩ 最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフリングに関してなされた場合であって、当該事業年度の中間財務諸表が記載された半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑪～⑮ 〔略〕

（訂正発行登録書の提出により金融庁長官が指定する発行登録の効力停止期間）

23 の 5-3 発行登録が効力を生じた日以後に、法第 23 条の 4 の規定により訂正発行登録書が提出された場合（発行登録追補書類提出日以後申込みが確定するときまでに提出された場合を除く。）における法第 23 条の 5 第 2 項の規定により金融庁長官が指定する当該発行登録の効力停止期間については、次のとおりとする。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

イ 発行登録書の参照書類と同種の書類が新たに提出された場合は、次に掲げる事由に応じ、それぞれ次に定める期間を経過する日までとする。

① 〔略〕

② 新たに半期報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね 1 日（当該訂正発行登録書が電子開示システムを使用しないで提出された場合は、おおむね 3 日）

〔③・④ 略〕

〔ロ・ハ 略〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

半期財務諸表が記載された四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑬ 最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され、当該中間財務諸表（その概要を含む。）が公表された場合（当該届出がライツ・オフリングに関してなされた場合であって、当該公表の予定時期並びに当該事業年度の中間財務諸表が記載された半期報告書又は四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑭ 最近事業年度の次の事業年度に係る中間財務諸表が作成され監査証明を受けた場合（当該届出がライツ・オフリングに関してなされた場合であって、当該事業年度の中間財務諸表が記載された半期報告書又は四半期報告書が提出される旨及びその提出予定時期が当該届出に係る有価証券届出書に記載されている場合を除く。）

⑮～⑲ 〔同左〕

（訂正発行登録書の提出により金融庁長官が指定する発行登録の効力停止期間）

23 の 5-3 〔同左〕

イ 〔同左〕

① 〔同左〕

② 新たに四半期報告書又は半期報告書が提出されたとき 提出日を含めておおむね 1 日（当該訂正発行登録書が電子開示システムを使用しないで提出された場合は、おおむね 3 日）

〔③・④ 同左〕

〔ロ・ハ 同左〕

法第 24 条の 4 の 7（四半期報告書の提出）関係

24 の 4 の 7-1 定款に規定する事業年度を変更した場合において、その変更した最初の事業年度の期間が 3 月を超える場合には、四半期報告書の提出を要するものとする。ただし、当該四半期報告書の提出期限内に最初の事業年度の末日が到来する場合には、四半期報告書を提出しないことができる。

24 の 4 の 7-2 法第 24 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる有価証券の発行者である会社が、会社更生法の適用を受けた場合において、四半期報告書の提出期限内に更生手続開始決定の日が到来するときは、当該四半期報告書の提出を要することに留意する。

24 の 4 の 7-3 その事業年度が 3 月を超える会社の発行する有価証券（令第 4 条の 2 の 10 第 1 項各号に掲げる有価証券に限る。24 の 4 の 7-5、24 の 5-4 及び 24 の 5-5 において同じ。）が法第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券に該当することとなった場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める四半期報告書の提出を要することに留意する。

① その該当することとなった日が事業年度開始の日から 3 月以内の日であるとき 当該事業年度の最初の四半期会計期間（以下「第 1 四半期会計期間」という。）に係る四半期報告書

② その該当することとなった日が事業年度開始の日から 6 月以内の日であるとき ①に掲げる場合に該当するときを除く。） 第 1 四半期会計期間の翌四半期会計期間（③、24 の 4 の 7-9、24 の 5-4 及び 24 の 5-5 において「第 2 四半期会計期間」という。）に係る四半期報告書

③ その該当することとなった日が事業年度開始の日から 9 月以内の日であるとき ①及び②に掲げる場

[削る。]	<p>合に該当するときに除く。) 第2四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期報告書</p> <p><u>24の4の7-4</u> 法第24条の5第1項の規定により半期報告書を提出しなければならない会社が、法第24条の4の7第2項の規定により四半期報告書を提出しようとする場合には、その事業年度の第1四半期会計期間に係る四半期報告書から提出しなければならないことに留意する。</p>
[削る。]	<p><u>24の4の7-5</u> 法第24条の4の7第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、当該四半期報告書に係る四半期会計期間の翌四半期会計期間以後、継続して四半期報告書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>ただし、その発行する有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録しようとする会社が、同項の規定により四半期報告書を提出した場合において、当該有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録することができなかったときその他これに準ずる場合に該当するときは、当該四半期報告書に係る四半期会計期間の属する事業年度の翌事業年度以後(同条第1項の規定により四半期報告書を提出しなければならない場合を除く。)、法第24条の5第1項の規定による半期報告書を提出することができることに留意する。</p>
[削る。]	<p>(最初に提出する四半期報告書の記載上の特例)</p> <p><u>24の4の7-6</u> 法第24条の4の7第1項又は第2項の規定に該当しなかったことにより当四半期会計期間に対応する前事業年度の四半期会計期間(以下「前年同四半期」という。)に係る四半期報告書を提出していない場合(24の4の7-1のただし書により四半期報告書を提出しなかった場合を含む。)における四半期報告書の記載に当たっては、開示府令第四号の三様式又は第九号の三様式の記載上の注意において前年同四半期との対比の記載を求められる事項であっても、当該対比は要しないものとする。</p>
[削る。]	<p>(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)</p> <p><u>24の4の7-7</u> 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12-2、5-13、5-14、5-16、5-16-2、5-17から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44及び24-13は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。</p>
[削る。]	<p>(様式上の記載項目)</p> <p><u>24の4の7-8</u> 開示府令第四号の三様式中「議決権の状況」欄を記載する場合において、各四半期会計期間の末日現在の状況を記載することができないときは、各四半期会計期間の末日の直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができる。</p>
[削る。]	<p><u>24の4の7-9</u> 法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により提出する第1四半期会計期間又は第3四半期会計期間(第2四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。)に係る四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項又は第3項の規定により作成した四半期連結キャッシュ・フロー計算書(四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期財務諸表等規則第4条の2第2項又は第3項の規定により作成した四半期キャッシュ・フロー計算書)を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭にその旨を記載しなければならないことに留意する。</p>
[削る。]	<p><u>24の4の7-10</u> 法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により提出する四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結財務諸表規則第64条第3項若しくは第4項又は第83条の2第3項の規定により作成した四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期財務諸表等規則第56条第3項又は第4項の規定により作成した四半期会計期間に係る四半期損益計算書)を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭にその旨を記載しなければならないことに留意する。</p>

24の5-2-2 その事業年度が6月を超える会社の発行する有価証券（令第4条の2の10第1項各号に掲げる有価証券に限る。24の5-2-3、24の5-4及び24の5-5において同じ。）が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当することとなった場合であって、その該当することとなった日が事業年度開始の日から6月以内の日であるときは、法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（当該会社が特定事業会社の場合にあつては、同表の第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書。24の5-2-3、24の5-4、24の5-5及び24の5-5-2において同じ。）の提出を要することに留意する。

[加える。]

24の5-2-3 法第24条の4の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社が同項ただし書の規定により同項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出した場合には、当該半期報告書に係る中間会計期間の翌事業年度以後、継続して同表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しなければならないことに留意する。

[加える。]

ただし、その発行する有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録しようとする会社が、同項の規定により同項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出した場合において、当該有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録することができなかつたときその他これに準ずる場合に該当するときは、当該半期報告書に係る中間会計期間の属する事業年度の翌事業年度以後（当該会社が同表の第1号の上欄又は第2号の上欄に掲げる会社である場合を除く。）、同表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出することができることに留意する。

24の5-3 法第24条第1項本文の規定の適用を受けない会社でその事業年度が6月を超えるものの発行する有価証券が同項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当することとなった場合における当該会社の半期報告書については、その該当することとなった日が事業年度開始の日から6月以内の日であるときのみ、当該事業年度が開始した日以後6月間の半期報告書の提出を要することに留意する。

24の5-3 法第24条第1項本文の規定の適用を受けない会社でその事業年度が6月を超えるものの発行する有価証券が同項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当することとなった場合における当該会社の半期報告書については、その該当することとなった日が事業年度開始の日から6月以内の日であるときのみ、当該事業年度が開始した日以後6月間の半期報告書の提出を要することに留意する。

ただし、当該会社の発行する有価証券が、当該事業年度開始の日から6月以内の日に、法第24条第1項第3号に掲げる有価証券に該当することとなった場合（当該有価証券について、開示府令第9条第9号に掲げる場合に同号に定める事項を記載していない有価証券届出書を提出した場合に限る。）であつて、当該会社の事業年度開始の日から6月を経過した日から起算して3月以内の期間に、当該有価証券について、当該有価証券届出書に係る訂正届出書（中間会計期間に係る中間連結財務諸表又は中間財務諸表を記載したものに限る。）を提出したときは、この限りでないことに留意する。

ただし、当該会社の発行する有価証券が、当該事業年度開始の日から6月以内の日に、法第24条第1項第3号に掲げる有価証券に該当することとなった場合（当該有価証券について、開示府令第9条第9号に掲げる場合に同号に定める事項を記載していない有価証券届出書を提出した場合に限る。）であつて、当該会社の事業年度開始の日から6月を経過した日から起算して3月以内の期間に、当該有価証券について、当該有価証券届出書に係る訂正届出書（第2四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表を記載したものに限る。）を提出したときは、この限りでないことに留意する。

24の5-4 法第24条の5第1項の規定により半期報告書を提出しなければならない会社であつてその発行する有価証券が、当該会社の事業年度開始の日から6月を経過した日から起算して3月以内の期間に、法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当することとなった場合（当該有価証券について、開示府令第8条第2項の規定により開示府令第2号の四様式又は第2号の七様式による有価証券届出書（中間会計期間に係る中間連結財務諸表又は中間財務諸表を記載したものに限る。）を提出していない場合に限る。）には、当該事業年度に係る法第24条の5第1項の表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書の提出を要することに留意する。ただし、当該会社が、既に同表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出している場合は、この限りでないことに留意する。

24の5-4 法第24条の5第1項の規定により半期報告書を提出しなければならない会社であつてその発行する有価証券が、当該会社の事業年度開始の日から6月を経過した日から起算して3月以内の期間に、法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当することとなった場合（当該有価証券について、開示府令第8条第2項の規定により開示府令第2号の四様式又は第2号の七様式による有価証券届出書（第2四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表を記載したものに限る。）を提出していない場合に限る。）には、当該事業年度に係る半期報告書の提出を要することに留意する。ただし、法第24条の4の7第2項の規定により既に当該事業年度の第2四半期会計期間に係る四半期報告書を提出した場合は、この限りでないことに留意する。

24 の 5-5 法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 1 号の上欄又は第 2 号の上欄に掲げる会社であつてその事業年度が 6 月を超えるものの発行する有価証券が、当該会社の事業年度開始の日から 6 月を経過した日から起算して 3 月以内の期間に、法第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券に該当しなくなった場合（同項第 3 号又は第 4 号に該当する場合に限る。）には、当該事業年度に係る同表の第 3 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書の提出を要することに留意する。ただし、当該会社が当該事業年度に係る同表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を既に提出した場合は、この限りでないことに留意する。

（非上場会社が法第 24 条の 4 の 5 第 1 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する場合の取扱い）

24 の 5-5-2 法第 24 条の 4 の 5 第 1 項の表の第 3 号の上欄に掲げる会社が同項ただし書の規定により同表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しようとする場合であつて、当該半期報告書について、同表の第 1 号の下欄（当該会社が特定事業会社の場合にあつては、同表の第 2 号の下欄）に掲げる期間内に提出することができない場合には、同表の第 3 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する必要があることに留意する。ただし、当該会社が、同表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書について、法第 24 条の 5 第 1 項の規定による承認を受け、当該承認を受けた期間内に、当該半期報告書を提出した場合にはこの限りでない。

（最初に提出する半期報告書の記載上の特例）

24 の 5-6 法第 24 条の 5 第 1 項の規定により提出する半期報告書であつて、最初に提出するもの（24 の 5-1 のただし書により半期報告書を提出しなかった事業年度の次の事業年度に係る半期報告書を含む。）の記載に当たっては、開示府令第四号の三様式第一部中「第 2 事業の状況」及び「第 4 経理の状況」、開示府令第五号様式第一部中「第 2 事業の状況」及び「第 5 経理の状況」、開示府令第五号の二様式第一部中「第 2 事業の状況」及び「第 4 経理の状況」、開示府令第九号の三様式第一部中「第 3 事業の状況」及び「第 5 経理の状況」又は開示府令第十号様式第一部中「第 3 事業の状況」及び「第 6 経理の状況」における前年同期末との対比は要しないものとする。

（様式上の記載項目）

24 の 5-7-2 開示府令第四号の三様式中「議決権の状況」欄を記載する場合において、中間会計期間の末日現在の状況を記載することができないときは、中間会計期間の末日の直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができる。

C 個別ガイドライン

II 「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン

第三者割当（開示府令第 19 条第 2 項第 1 号フに規定する第三者割当をいう。以下、C 個別ガイドライン II において同じ。）に係る届出書について、財務局が必要に応じ、特に重点的に行う審査の内容は、以下のとおりとする。

(1) 審査対象先

審査を行う対象については、上場会社の提出する届出書を中心とし、第三者割当の内容が以下に掲げる事項に該当するものとする。

①・② 略

③ ①又は②に該当しない第三者割当に係る届出書等であっても、提出者がおおむね最近 6 ヶ月の間に他の第三者割当を行った場合、提出者が直前に授権資本枠を拡大した場合、提出者がその株式を上場する

24 の 5-5 法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の規定により四半期報告書を提出しなければならない会社であつてその事業年度が 6 月を超えるものの発行する有価証券が、当該会社の事業年度開始の日から 6 月を経過した日から起算して 3 月以内の期間に、法第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券に該当しなくなった場合（同項第 3 号又は第 4 号に該当する場合に限る。）には、当該事業年度に係る半期報告書の提出を要することに留意する。ただし、当該会社が当該事業年度の第 2 四半期会計期間に係る四半期報告書を既に提出した場合は、この限りでないことに留意する。

[加える。]

（最初に提出する半期報告書の記載上の特例）

24 の 5-6 法第 24 条の 5 第 1 項の規定により提出する半期報告書であつて、最初に提出するもの（24 の 5-1 のただし書により半期報告書を提出しなかった事業年度の次の事業年度に係る半期報告書を含む。）の記載に当たっては、開示府令第五号様式第一部中「第 2 事業の状況」及び「第 5 経理の状況」、開示府令第五号の二様式第一部中「第 2 事業の状況」及び「第 4 経理の状況」又は開示府令第十号様式第一部中「第 3 事業の状況」及び「第 6 経理の状況」における前年同期末との対比は要しないものとする。

[加える。]

C 個別ガイドライン

II 「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン

[同左]

(1) [同左]

[同左]

①・② 同左

③ [同左]

金融商品取引所の債務超過若しくは上場時価総額基準に抵触している場合、過去に提出者が行った第三者割当て失権があった場合、過去に同じ割当て予定先に第三者割当てを行っている場合、その他審査の必要があると考えられる場合

(注) その他審査の必要があると考えられるものには、例えば、決算訂正等に係る調査委員会が設置されている場合、直近の有価証券報告書若しくは半期報告書に継続企業の前提に関する注記が記載されている場合又は財務書類監査公認会計士等の異動に係る臨時報告書が提出されている場合であつて、当該調査委員会による調査の範囲、当該注記の記載内容又は当該臨時報告書の記載内容に照らし、審査の必要がある場合等が考えられる。

[(2)・(3) 略]

(注) その他審査の必要があると考えられるものには、例えば、決算訂正等に係る調査委員会が設置されている場合、直近の有価証券報告書若しくは四半期報告書に継続企業の前提に関する注記が記載されている場合又は財務書類監査公認会計士等の異動に係る臨時報告書が提出されている場合であつて、当該調査委員会による調査の範囲、当該注記の記載内容又は当該臨時報告書の記載内容に照らし、審査の必要がある場合等が考えられる。

[(2)・(3) 同左]